

平成30年雇第2号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした、雇用保険の被保険者となったことの確認請求を却下する旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A町（以下「利害関係者」又は「町」という。）から地域おこし協力隊事業である「A町観光協会地域おこし協力隊」の協力隊員（以下「協力隊員」という。）として委嘱され、平成○年○月○日まで活動していた。
- 2 請求人が、平成○年○月○日、安定所長に対して雇用保険の被保険者となったことの確認請求をしたところ、安定所長は、同年○月○日付けで請求人の請求を却下した（以下「本件処分」という。）。
- 3 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 利害関係者  
（略）
- 3 原処分庁  
（略）

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人が雇用保険の被保険者と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会的事实認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 労働者性の判断基準

ア 請求人は、協力隊員として活動していたところ、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条第1項所定の「適用事業に雇用される労働者」に該当し、雇用保険の被保険者である旨主張する。

イ 法第4条第1項所定の労働者というためには、事業主との間に雇用関係が存在することが必要であるが、行政実務上、民法第623条による雇用契約が締結されている場合にとどまらず、事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払を受けている関係がある場合も、上記労働者に該当すると解すべきであるという取扱いをしている。

ウ 上記行政実務上の取扱いは、雇用関係の存在について、労務提供の従属性と報酬の労務対償性という観点から、総合的、実体的に法の保護を及ぼすべきか否かを判断する趣旨であると解され、当審査会としても妥当なものと判断する。

エ 労働者性の判断基準としての上記労務提供の従属性については、仕事の依頼や業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無、場所的・時間的拘束性の有無、代替性の有無を検討し、また、上記報酬の労務対償性については、報酬の性格を検討し、さらに、当該労務提供者の事業者性の有無、専属性の程度等諸般の事情を総合考慮した上で、請求人と町との間に雇用関係の実体があるか否かを検討することが相当であると解される。

#### (2) 労務提供の従属性

ア 仕事の依頼や業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無

(ア) 請求人は、町又は観光協会からの依頼を断ったのは2件のみであり、それぞれ正当な事由なく拒否したわけではないから、依頼を断ったことをも

って諾否の自由があったことにはならない旨主張する。

(イ) これに対し、町は、協力隊員委嘱の趣旨に従って、請求人に対しその活動を提案し、それに応じるか否かは請求人の任意であり、諾否の自由はあった旨主張する。

(ウ) この点、一件資料より、請求人が町又は観光協会からの仕事の依頼を断ったのは、①観光協会のホームページ制作、②前夜祭のポスター・チラシの原案作成の2件であると認められる。その理由は、①について、明らかに自分にできないと思われる過度な依頼であると判断したこと、②について、観光協会の職員の個人的な依頼と捉え、募集要項にある協力隊員の活動の範囲外であると判断したことによるものと認められる。

しかしながら、この2件は、募集要項にある「情報発信に関する活動」又は「イベントの運営・企画」に該当し、いずれも協力隊員の活動の範囲内であると考えられるから、請求人は、町や観光協会からの仕事の依頼について、自らの意思で諾否を決めることが可能であったと解するのが相当であり、請求人には諾否の自由がなかったということとはできない。

#### イ 業務遂行上の指揮監督の有無

(ア) 請求人は、写真撮影の対象を町から指示されたこと、写真の提出を求められたこと、町の職員及び観光協会の職員から事務作業等の業務指示を受けていたこと、町の職員からスキー場で勤務するよう指示を受けたことを理由に、業務遂行上の指揮監督があった旨主張する。

(イ) これに対し、町は、委嘱の趣旨に従って活動するように求めたことはあったものの、業務命令を発しておらず、活動の拠点をスキー場に移したことは、町の提案に対し請求人が応じたにすぎないから、業務遂行上の指揮監督をしたことはない旨主張する。

(ウ) この点、請求人の勤務実態と業務内容をみると以下のとおりである。

##### a 観光協会が活動拠点となった期間（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）

請求人は、町の職員や観光協会の職員から写真撮影等の業務について指示があったと主張するものの、一件資料からは、自らが事前に活動計画書を作成し、町の職員との話し合いを経た上で各種活動を行っていたと認められること、ラッピングバスのデザイン原案の作成等の町や観光協会からの提案や要望を受けて行った業務がある一方で、研修や地域調査等の請求人

自らの意思で行っている業務があること、写真撮影等の詳細は請求人の裁量に委ねられていたことを考慮すると、この期間を通じて、町又は観光協会からの指揮監督があったということはできない。

b スキー場が活動拠点となった期間（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）

請求人は、町の職員から、活動拠点をスキー場に移動するよう指示があり、事務作業や草刈り等の業務を行っていたと主張する。

まず、活動拠点の移動については、請求人と観光協会の間での連携が困難になったことで、町が活動拠点を移すよう提案し、請求人が独自の判断でそれに応じたことが認められるから、これを根拠に請求人が指揮監督を受けていたとはいえない。

次に、一件資料によれば、請求人がこの期間において従事していた業務は、①委嘱当初から継続する写真撮影等の各種活動、②研修の受講、③草刈り等の施設の維持管理に関する作業、④電話番等のデスクワークと認められる。

この点、①及び②については、請求人自らの意思や裁量で活動を行っていたから、指揮監督があったということはできない。

一方、③及び④については、いずれも町が実施する業務の補助活動であり、当該業務は募集要項及び設置要綱にある協力隊員の活動における観光に関する支援業務には必ずしも該当するものではない。

したがって、③及び④に関しては、請求人が町の指揮監督を受けていたとの判断を補強する要素とはなるが、この期間を通じて、常に請求人が町の指揮監督を受けていたとはいえない。

c 請求人の自宅が活動拠点となった期間（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）

請求人は、町の職員から、地域の写真を撮影し提出するよう指示があったと主張するものの、当該業務に関しては自らの意思や裁量で活動を行っていたことが認められるため、町の指揮監督があったということはできない。

また、活動報告書によれば、書類作成及び今後の検討を行っていたことは認められるが、その内容は不明である。さらに、協力隊員の委嘱期間満了後の就職関連活動や転居の検討を行っていた旨の請求人の申述に鑑みる

と、この期間における書類作成等は請求人自らの意思で行っていたものであり、町からの指揮監督を受けていたとはいえない。

したがって、この期間を通じて、町から請求人に対する指揮監督があったということはできない。

(エ) 以上の(ウ) a～cの諸点を総合的に勘案すると、bの期間における一部の業務において、町から請求人に対する指揮監督が認められるものがあるものの、町の職員や観光協会の職員から請求人に対してされた指示は、協力隊員の委嘱目的達成のために通常注文者が行う程度のものであったと解するのが相当であり、委嘱期間全体を通じて、請求人が業務について個別具体的な指揮監督を受けていたということはできない。

#### ウ 場所的・時間的拘束性の有無

(ア) 上記イ(ウ) aの期間において、請求人は、町の職員より午前〇時〇分から午後〇時〇分まで働くよう指示を受け、また、上記イ(ウ) bの期間において、町の職員の指示を受けてタイムカードを打刻していたから、場所的・時間的に拘束されていた旨主張する。

(イ) これに対し、町は、請求人の出勤時間を指示したことはなく、勤務時間の管理も行っていない旨主張する。

(ウ) この点、上記イ(ウ) aの期間では、請求人は、おおむね午前〇時〇分に行われる町と観光協会合同の朝礼に参加し、午後〇時〇分頃に退勤していたことが認められるものの、タイムカードや出勤簿はなく、町は、月に一度の活動報告を受けるのみであり、請求人の出退勤を管理していたとは認められない。また、請求人が町に場所的・時間的に拘束されていたと主張する勤務時間帯において、町の職員や観光協会の職員に確認の上、請求人の意思で席を外し、地域調査等に出掛けていたことが認められるため、請求人の主張は採用できない。

さらに、上記イ(ウ) bの期間では、請求人はタイムカードを使用していたことが認められるが、これは、施設の管理の観点から、請求人の出退勤の時刻をタイムカードに打刻する必要があったためであり、町が請求人の勤怠管理にタイムカードを利用していたとは認められない。

加えて、上記イ(ウ) cの期間では、請求人は、協力隊員として1日に2時間から8時間程度の活動をしていたと申述しているが、週に一度の写

真の提出及び月に一度の活動報告書の提出以外に、町が請求人の活動を知る機会はなかったから、町によって請求人の勤務場所及び勤務時間が指定され、管理されていたということとはできない。

以上を踏まえると、委嘱期間全体を通じて、請求人が町から場所的・時間的に拘束されていたものということとはできない。

#### エ 代替性の有無

協力隊員の業務は、設置要綱に記載されているものであるが、それを直接請求人が行わなければならないか、第三者に再委託可能かについては一件資料からは明らかではない。

#### オ 小 括

以上の諸点を総合的に勘案すると、請求人について町に対する労務提供の従属性はなかったものと判断する。

### (3) 報酬の労務対償性（報酬の性格）

請求人は、活動報告書の提出により町から報償費を受領していたこと、請求人が受領した報償費は固定給で、仕事に対して場所的・時間的に拘束したことから生じた支払であることから、報酬の労務対償性がある旨主張する。

しかしながら、請求人には勤務時間や勤務日数に関わりなく、設置要綱により定められた定額の報償費が毎月支払われており、上記（2）ウのとおり場所的・時間的拘束もなかったことも併せて考慮すると、請求人への報酬は、町の業務委嘱に基づいて一定時間労務を提供したことに対する対価として支払われていたものということとはできない。

したがって、請求人の報酬は、労務の対償性がないものと判断する。

### (4) その他の事情

#### ア 事業者性の有無

請求人は、町所有の自動車を使用していたこと、町所有のカメラ類を使用していたから、事業者性はない旨主張する。

この点、協力隊員の活動において、町所有の自動車を使用していたことについては、町が委任者としての費用負担責任（民法第649条、第659条）を果たしているにすぎないものであると解されるため、事業者性がないことの根拠にはならず、請求人の主張は採用することができない。

一方、カメラ類は、取得価格が〇万円以上の備品であると、設置要綱の規

定により所有権は町に帰属することとなり、請求人の委嘱期間満了に伴い、設置要綱の規定にのっとり町に返却されている。

#### イ その他

募集要項には、「町との雇用契約はありません」、「町との雇用関係がないので健康保険料、国民年金等は隊員負担となります」との記載があり、設置要綱には、「町との雇用契約は存在しないものとする」との記載があるところ、請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会開催の本件公開審理において、協力隊員となるに当たり、町の地域おこし協力隊募集のホームページにある募集要項を確認していたこと、町から協力隊員として委嘱されて以降、早い段階で設置要綱も確認していたことを認めていることに照らし、町から協力隊員の委嘱を受ける前後において、町と請求人の間に雇用関係がないことを認識していたことが認められる。

また、請求人は、自身の働き方が雇用型の協力隊員のそれと類似していることなども主張しているが、請求人が雇用保険の被保険者に該当するか否かの判断に影響を与えるものではない。

- (5) 以上のとおり、当審査会としては、労務提供の従属性がないこと、報酬の労務対償性がないことなどを総合的に検討した結果、請求人と利害関係者との間には雇用関係の実態がなく、請求人は、法第4条第1項所定の「適用事業に雇用される労働者」には該当しないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。